（相続等における登録の承継の届出）

第二十五条の十五　法第二十七条の二十七第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～三　略］

［２・３　略］

（包括登録の申請の単位）

第二十五条の十六　法第二十七条の三十二第一項の規定による登録（以下「包括登録」という。）の申請は、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数を同じくするものごとに行わなければならない。

［２　略］

（包括登録の申請書等）

第二十五条の十七　法第二十七条の三十二第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

２　法第二十七条の三十二第三項の総務省令で定める事項（第一号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）は、次のとおりとする。

［一～三　略］

３　法第二十七条の三十二第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

［４　略］

（空中線電力の登録）

第二十五条の十八　法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する法第二十七条の二十二の規定により法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。

（登録状）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十五第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

［２　略］

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～三　略］

［２～５　略］

（登録局の開設の届出等）

第二十五条の二十三　法第二十七条の三十四の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　略］

（相続等における登録の承継の届出）

第二十五条の十五　法第二十七条の二十四第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～三　同上］

［２・３　同上］

（包括登録の申請の単位）

第二十五条の十六　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録（以下「包括登録」という。）の申請は、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数を同じくするものごとに行わなければならない。

［２　同上］

（包括登録の申請書等）

第二十五条の十七　法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

２　法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項（第一号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

３　法第二十七条の二十九第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

［４　同上］

（空中線電力の登録）

第二十五条の十八　法第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する法第二十七条の十九の規定により法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。

（登録状）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十二第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

［２　同上］

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十五の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［２～５　同上］

（登録局の開設の届出等）

第二十五条の二十三　法第二十七条の三十一の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　同上］